

## 9. 事業系ごみQ&A

Q 1 事業系ごみとは何ですか？

A 1 事業系ごみとは、事業活動に伴って排出されるごみ全てのことをいいます。

参考：P 2

Q 2 事業活動には何が含まれますか？

A 2 事業活動には、事務所、店舗、飲食店、工場など営利を目的とするものばかりではなく、病院、学校、社会福祉施設などの公共サービス等を行っている事業も含まれます。

Q 3 事業所からでたごみの処理はどうすればいいのか？

A 3 市では、事業系ごみは収集していません。事業者が自ら処理するか市の許可を受けている一般廃棄物処理許可業者に委託してください。

また、資源化できるものは業者と相談して資源化してください。

参考：P 6

Q 4 少ししかごみが出ない。種類も一般家庭から出るごみと変わらないか？

A 4 事業系ごみは、量や内容に関わらず事業活動に伴って排出されたごみですので、少量であっても、事業者自ら処理するか市の一般廃棄物処理許可業者※、若しくは産業廃棄物許可業者に委託契約をして適正な処理をしてください。

※一般廃棄物処理許可業者→P 18

Q 5 事業系ごみを一般家庭のごみ集積所に出したら、罰則がありますか？

A 5 地域のごみ集積所は、家庭から出るごみを出す場所ですので、量や種類に関わらず事業系ごみを出すことはできません。

また、事業系ごみを一般家庭のごみ集積所へ出す行為は、不法投棄にあたりますので、「廃棄物処理法」により罰せられます。

Q 6 新聞、雑誌、ダンボール、雑がみ、アルミ缶などは地域の集団回収に出してもいいのですか？

A 6 地域の集団回収は家庭から出る資源化物を収集する場です。事業所から出る資源化物を出すことはできません。一般廃棄物処理許可業者と資源物収集の契約をしてください。

Q 7 個人情報書類や機密書類はどのように処理すればいいのですか？

A 7 まずは市の一般廃棄物処理許可業者にご相談ください。また、出張裁断や直接溶解を行う機密書類処理専門業者も増えていきますので、そちらにも御相談ください。

参考：P 18「参考3」

シュレッダー処理された紙も資源化できますので、一般廃棄物許可業者に御相談ください。ただし、シュレッダーにかけるとかさばるため、できるだけシュレッダーにかけずに量をためておいて一般廃棄物許可業者、または専門業者に御相談ください。

Q 8 従業員が出した弁当ごみはどうしたらいいですか？

A 8 従業員が出した弁当ごみについては、家に持ち帰って家庭ごみとして処分してください。事業所のごみと一緒に出す場合は、事業系ごみとして処理します。